

高すぎる国保料の引き下げを 党市議団が決算で求める

高山市議会9月定例会で、日本共産党高山市議団は、市長から提案された、「2016年度高山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」について、反対の態度をとりました。また、議員発議で提案された、県に提出される「国民健康保険制度改革に関する意見書」について、賛成の態度をとりました。

国保決算に対する党市議団の反対討論の主な内容を紹介します。

国保決算の反対討論

国民健康保険制度は、他の保険制度に入できない全ての国民が加入する医療保険であり、国民皆保険の最後の砦であります。しかし、加入者は低所得者や高齢者が多いため、支払い能力を超えた高すぎる保険料や地方自治体における厳しい国保財政など、構造的な問題が深刻化しています。

国民健康保険法第1条には、国保は社会保障に寄与する制度と明確に規定されているように、本来国が財政的責任を持つべきであるにもかかわらず、これまで国庫負担を引き下げてきたことが、根本的な問題と言わざるをえません。

そうした中で全国の市町村においては、独自に一般会計からの法定外の繰入を行つたり、独自の減免制度を行ふなど、加入者の命と暮らしを守るために努力している自治体もあります。

2016年度の高山市の国保の内容を、決算審査資料で見ると、国保会計から支払われた医療費は、一人当たり273,120円で、県下21

国民健康保険制度改革に関する意見書

国民健康保険は被用者保険等に加入できないすべての国民が加入する医療保険であり、国民の保健のセーフティーネットとして大変重要な役割を果たしている。

しかし、加入者には低所得者や高齢者も多いため、保険料の徴収における課題や市町村における厳しい国保財源など、多くの問題が顕在化している。

現在、県と市町村においては、平成30年度より国保事業を県事業に移行するため議論が続けられているが、国からの新たな予算措置3,400億円のみが先行する中で、全体概要については不明瞭な部分が多く、市町村をはじめ多くの住民が不安を感じている。

よって、県におかれでは、国民健康保険法第1条にある「国民健康保険事業の健全な運営の確保」と「社会保障及び国民保健の向上への寄与」という目的に沿った事業を堅持していくため、以下の事項の実施を強く求めるものである。

1. 平成30年度からの納付金や運営方針は、いまだ明らかにされず、議論の概要も見えない。移行に関する事業概要を早急に示されたい。
 2. 新制度移行にあたっては、県内すべての市町村において、保険料の引き上げとならない事業の枠組みを構築されたい。
 3. 市町村の負担が現行以上のものとならないよう、移行に対する更なる予算措置も含めた十分な配慮を改めて国に要望されたい。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高山市議会は全会一致で、県に対して左記のような「国民健康保険制度改革に関する意見書」を提出しました。

県に対して意見書を提出

日本共産党の見解・主張を紹介します。ご意見・ご感想など、お気軽にお寄せ下さい。

市民の信頼を得られるよう 市政の適正な事務執行を

市職員による不祥事などを受けて、議会が全会一致で「市民との信頼関係の構築を求める決議」をあげました。決議では、「市長におかれては、(略)市民との信頼関係の構築に向け、組織を挙げて適正な事務執行の遂行に取り組むとともに、顕在化しているさまざまな行政課題に対し真摯な姿勢で取り組むよう、強く求める」と、適正な事務執行を求めました。



しかし、昨年度の決算審査の中で、市政の事務執行などについて、監査委員から様々な問題点が指摘されました。さらに、今回の9月議会では、道路台帳の誤りから、提案された議案を訂正すると言つ事態もきました。市議会としても重く受け止め、「公共施設台帳等の適正な管理を求める決議」を全会一致で採択しました。決議では「市長におかれでは、市民の大切な財産である公共施設について、その基となる台帳等の適正な管理を徹底するよう求めると、市長に台帳等の適正な管理を求めました。

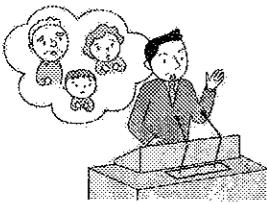
また、日本共産党高山市議団は9月議会の決算に対する反対討論の中で、市に対して次のような取り組みを求めました。「こうした問題発生の根本に何があるのかを洗い出し、市民にも明らかにし、その解決に力を注ぐことを求めます。また、市の業務量が増大していることから、窓口業務などの民間委託などが検討されていますが、問題が続けて発生している原因のひとつには、職員数を削りすぎ、忙しすぎる」というものではないでしょうか。民間委託ではなく、正規職員こそ増やすべきです」と。

適正な台帳管理求める

しかし、昨年度の決算審査の中で、市政の

また、決算審査におきましては、監査委員からいたいた例月現金出納検査の指摘事項や決算審査意見に関して、再度、事務処理が不適切であるという厳しい指摘もいたしました。合わせて、予算決算特別委員会委員長からも、本日「指摘をいたいたところであります。」と指摘をいたいたことがあります。ましましては、真摯に受け止め市民の皆様の信頼に応えられるよう、執行機関自らがチェック機能を十分果たせるよう内部統制を徹底するなど、適正な事務執行に努めてまいります。

具体的には、まず去る9月26日に、全管理職を緊急招集し、副市長から業務執行のチェック体制の強化について、訓辞を行いました。所管業務の適切・確実な執行と、部下職員に対する確実な指導を表明したところでございます。合わせまして、全職員に対しても文書にて通知を行いました。今後は業務ごとにチェック体制を再確認し正確・確実な事務執行のための必要な見直しを図つてまいります。



9月議会で市長がお詫び

9月議会最終日に、國島市長が本会議場で行つた発言の大要を紹介します。

このたびの定例会におきましては、提出させていただきました議案に誤りがあり、議員の皆様にお集まりいただき、訂正をさせていただくという事態が発生いたしました。改めてここでお詫びを申し上げます。訂正提案時にもお話をさせていただきましたが、今後このようなことの無いよう、議案提出の際には、細心の注意を払うとともに、チェック体制の改善を図つてまいります。さらに、先ほど公共施設台帳等の適正な管理を徹底いたしましたことについても重く受け止め、台帳等の適正な管理を徹底いたします。